

加入・履行証明書発行について

Q1.すべての被共済者の手帳更新がなければ、「加入・履行証明書」は発行されないのでしょうか？

④「共済手帳の適正更新」の判断基準は、「共済手帳に250日貼付後、遅滞なく更新手続きを行っていること」、並びに手帳記載の「次回更新時期の月に更新手続きを行っていること」で判断します。

よってすべての被共済者の手帳を更新する必要はありません。

Q2.250日分の証紙貼付による「満了更新」のほか、手帳表紙記載の次回更新月による更新(未満了の場合も含む)についても、「手帳更新数」にカウントされるのでしょうか？

④「未満了更新」も手帳更新数にカウントします。

加入・履行証明願の「⑤直前決算日における直近1か年間の手帳更新数」に加算してください。

Q3. 決算期間中（1年間）の就労日数と手帳に貼った証紙の枚数が同じにならないが、同じ枚数にならないといけないでしょうか？

④証紙の貼付は就労日数に応じて貼っていただく関係上、1か月程度のズレが生じますので同じ枚数にならないことも生じます。

Q4. 自社被共済者は0名であるため手帳更新はないが、証紙購入があれば「加入・履行証明書」を発行してもらえますか？

④自社被共済者が0名の事業所においては、共済証紙の購入かつ下請への適切な証紙交付がされている場合に発行します。決算期間内において最も請負金額の大きい工事にかかる「建退共制度に係る被共済者就労状況報告書」（受領書含む）を提出してください。

Q5. 掛金助成手帳に貼った証紙を、共済証紙受払簿の貼付欄に購入する際に、掛金免除欄に押印した数（合計50日分）も含めますか？

④共済証紙受払簿の貼付欄には、実際に貼った証紙の枚数のみ入力してください。

Q6. 自社に被共済者はいないが、下請企業へ共済証紙の現物交付（退職金ポイントの充当）をするために建退共へ加入しています。決算期中に共済証紙を購入したが現物交付（退職金ポイントの充当）がなかった場合には、加入・履行証明書を発行してもらえますか？

④発行できません。

自社に被共済者がいない上、共済証紙の現物交付等がない場合は、制度を適正に履行していないからです。

Q7. 共済証紙受払簿で元請から受入や下請への交付が複数件ある場合、「他〇件」のように、1行に複数企業分をまとめて記載してもよいのでしょうか？

④複数企業分をまとめて記載することはできません。すべての企業名と日数がわかるように記載してください。

Q8. 最も請負金額の大きい工事について、下請が他退職金制度による自社退職金制度を活用しており、共済証紙の現物交付対象とならなかった。この場合、次点で金額の大きい工事分を提出してもよろしいでしょうか？

④下請に共済証紙を交付した工事が提出対象となります。決算期間中に、下請に共済証紙を現物交付した中で最も請負金額の大きい工事の就労状況報告書を提出してください。

Q9. 加入・履行証明願を提出する前に、受付が可能かどうか確認してもらえますか？

④電話や FAX での提出前の事前確認は行っておりません。

以下の簡易審査ページにより加入・履行証明願の受付の可否が確認できます。

◇[加入・履行証明願受付に関する簡易審査ページ](#)◇

※簡易審査で受付可能となっている場合でも、加入・履行証明書の発行をお約束するものではありません。書面審査や内容確認の結果、発行ができない場合があります。ご了承ください。

Q10. いつ、建退共の加入・履行証明書の申請をすればよいでしょうか？

①内容を確認するまでに1週間ほど要します。また、不備・不足書類があった場合には、それ以上の期間を要しますので、経営事項審査日までに余裕をもってご提出ください。